

『浜松市障がい者自立支援協議会 浜北エリア連絡会』

令和6年度 第3回エリア全体会 会議録

1. 開催日時 令和7年3月19日(水) 13:00～15:30

2. 場所 浜名区役所3階 大会議室

3. 出席者(敬称略)

◆浜北エリア連絡会

【構成員】

	カテゴリー	所属	役職	構成員
1	計画相談	社会福祉法人聖隷福祉事業団 相談支援事業所浜松東	所長	都筑 雄一
2	社協	浜松市社会福祉協議会 浜北地区センター	副地区センター長	富田 真理恵
3	当事者(団体)	浜松市浜北手をつなぐ育成会	会長	伊藤 基久
4	当事者(団体)	浜松地区肢体不自由児親の会	副理事	村松 真奈美
5	教育関係	静岡県立浜北特別支援学校	特別支援課長 特別支援教育コーディネーター	立部 啓子
6	教育関係	浜松市立新原小学校	スクールソーシャルワーカー	鈴木 洋貴 ⇒小出 遥(代理)
7	医療関係	独立行政法人国立病院機構 天竜病院	療育指導室長	藤森 豊
8	事業所(こども)	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 児童発達支援センター「ひまわり」	施設長	太田 裕子 (欠席)
9	事業所(入所)	社会福祉法人小羊学園 法人本部	浜松地区事業推進部長兼 オリーブの樹・わかな施設長	古橋 誠
10	事業所(通所・児)	株式会社Gree グリーピースII・Nursery グリーピースToys・Switch	取締役 管理者兼 児童発達支援管理責任者	辻村 幸弥 (欠席)
11	事業所(通所・者)	社会福祉法人たちばな会 たちばな授産所	サービス管理責任者	大倉 ゆかり
12	地域	浜松市浜名区浜北民生委員児童委員協議会	障害福祉部会会長	藤原 修

【事務局】

	カテゴリー	所属	役職	構成員
1	事務局	浜松市浜北障がい者相談支援センター	管理者兼相談員	大柳豆 勇太
2	事務局	浜松市浜北障がい者相談支援センター	相談員	山本 昂哉
3	事務局	浜松市浜北障がい者相談支援センター	相談員	高橋 誠
4	事務局	浜松市浜北障がい者相談支援センター	相談員	増井 真由美
5	事務局	浜松市浜名福祉事業所社会福祉課	課長	北村 聡
6	事務局	浜松市浜名福祉事業所社会福祉課	課長補佐	恒川 洋代
7	事務局	浜松市浜名福祉事業所社会福祉課	障害福祉グループ長	島田 佐栄実
8	事務局	浜松市浜名福祉事業所社会福祉課	障害福祉グループ	影山 道規
1	エリア連絡会オブザーバー	浜松市障がい者基幹相談支援センター	相談員	後藤 翔一朗
2	エリア連絡会オブザーバー	浜松市障がい者基幹相談支援センター	相談員	野島 和樹

◆傍聴人（会場・オンライン） 26名

4. 内容

【報告事項】

- (1) 令和6年度、令和7年度 浜松市障がい者自立支援協議会について
- (2) 令和6年度 浜北エリア連絡会について
- (3) 地域体制強化共同支援の取り組みについて
(前回のエリア全体会でのご意見を踏まえた経過報告)

【協議事項】

- (1) 令和7年度 浜北エリア連絡会の体制について

5. 会議録作成者

浜名福祉事業所社会福祉課 障害福祉グループ 島田

6. 会議記録

【報告事項】

- (1) 令和6年度、令和7年度 浜松市障がい者自立支援協議会について

(古橋委員)

避難計画の作成に当たって具体的に計画を作成するフォーマットの部分に福祉的配慮をどう盛り込めば避難計画の中でよりその人のことを分かっていただけか、ボリュームをおさえながら的確なポイントを絞って記載をできたのではないかと。

(伊藤委員)

強度行動障害の実態は、そこにご家族に対してどういった形で運営しているか？ご家族に支援が必要なのではないかと。

(事務局)

現在、事業所に実態調査をとっている段階。今後どうしていくかは今後確認していく。

(オブザーバー)

強行プロジェクトの中で当事者との意見交換を予定している。実態調査の集計中。方向性を協議していく予定。『大人チーム』と『こどもチーム』に分けている。

取り組み内容は、大人チーム：支援体制の構築・実態をメインに取り組む。

こどもチーム：予防的支援の観点をふまえ取り組む。年度当初全体会計画 後に正式に細かく詰めていく。

防災ワーキング：専門職が作成した場合の様式の提案で集計している。次年度以降の流れとしては浜松市では個別避難計画のモデル作成をしていくという話がある。できれば今回作成したものを使い検証しながら、実装できそうなものにパワーアップしていきたい。

(伊藤委員)

個別避難計画について、以前から福祉避難所に直接避難ができるよう、事前にマッチングするために家族や当事者と話をしつつ、受け入れについては以前からお願いしている。ようやく全国的にそのような話が出てきたが、浜松市としてはそういったことをふくめて個別避難計画を作成するのか。

(事務局)

福祉避難所に直接避難できるかどうかは、現在はそのような話を聞いていない。確認していきたい。

(伊藤委員)

一時避難所でトリアージを受けるとなるとかなり厳しい。受け入れ側もいずれそのような情報が欲しいのであれば、平時に情報を得ていた方が現実的にはお互いに危険もなく、事故も少なくなると思うため協議をお願いしたい。

(古橋委員)

福祉避難所の開設について、現在のルールでは、まずは一時指定避難所で保健師や福祉行政、福祉支援チームのメンバーが振り分けをして、必要に応じて福祉避難所に移行してもらうことになっている。直接、行かせてほしいと声をあげているが、一方で、現実的には福祉避難所とされている建物が倒壊していたり、ライフラインが分断していたりなど、受け入れ側の事情が出てくる可能性もある。行政の立場では、まずは一時避難所へ、とされているかと思う。福祉総務課、危機管理課の方々と協定している福祉避難所とで腹を割って話す機会を設けてもらえると嬉しい。こういう議論が現場レベルで出ていても、話が分からない。それが話の進まない最大の理由か。浜北エリアからこのような話があがったことを本庁に伝えてもらえるとうれしい。

(2) 令和6年度 浜北エリア連絡会について

(伊藤委員)

啓発活動については、一般向けに障害に対してどういった思いを持っているかアンケートをとったらどうか？

(事務局)

実際に来られた方の声は大事である。次年度以降に反映したい。特別支援学校のプレ葉ウォークでの学校展で「見たよ」というシールを貼る取り組みをしていた。とても良い取り組みであるため今後の参考にさせていただきたい。

(3) 地域体制強化共同支援の取り組みについて

(前回のエリア全体会でのご意見を踏まえた経過報告)

【協議事項】

(1) 令和7年度 浜北エリア連絡会の体制について

① 浜北ネットワーク部会『学齢期移行WG』について

(小出委員)

構成員について、受け取る側としてSSWも加えてもらえるといい。つなげるという部分で有効に活用してもらいたい。発信する側にこれだけの構成員がいるので、ぜひ受け取る側の構成員としてSSWを活用していただければ。教育と福祉とで雰囲気、認識の部分で多少のずれがどうしても生じてしまう。SSWから見ても本人さんを真ん中にして、学校でどんな展開ができるかというときに、本人や親御さんが入ってあれっ？と感じる部分がどうしても生じてしまう。うまくつなぎの部分ができるように、事業者と学校がうまくメリットとしてつなぎの部分が体感できるようにワーカーをいれていただき、SSWも見ていけるとよい。

(事務局)

おっしゃる通りである。送り出す側と受け手側のすり合わせがどうしても必要となる。入っていただけるようであればありがたい。

(立部委員)

現在、引き継ぎを行っているが、サポートかけはシートを基に受け入れる前の子どもたちのプロフィールを作っている。そこから子どもたちが持っている今できること、これからのことについてグループを考えたり、そこから教育支援計画へのつなぎを考えたりということをやっている。『集団活動についての様子』が加わりありがたい。学校では様々な場面があるので、今このような情報があると役に立つ、つなぎとしてとても有効活用ができるため、そのような話ができるありがたい。今年度は小学部のコーディネーターの役割で参加しているが、昨年までは構成員として進路担当の方に参加していた。学校からの参加者が誰になるかによって、議題が大きく変わってくる。このような話題が挙げられていたことは学校側にも報告しておく。

(事務局)

教育機関もワーキングの構成員の位置づけとしては大事と感ずるため、ぜひご参加いただけると嬉しい。具体的なことは説明させていただく。大変前向きな意見ありがたい。相談支援事業所の

方もいた方がいいのではないかと考えているがいかがか。

(都築委員)

良い意味で児童発達支援事業所、放課後等デイサービスとのつながりが持てる。子どもの支援サービスに関しては食事・排泄・入浴・外出、など場面、場面で個別支援計画を立てるという面が強い。計画相談では人生の流れの中で数年後どうなっているか、時系列で計画を立てることが多いため、そのような意味でご家族がどのように思っているかというところを一緒に考えていける場があったらありがたいので、相談支援事業所も入れていただけると助かる。

(事務局)

相談支援事業所もぜひ構成員として担っていただき、教育機関と相談、児童発達支援センターや各協議会の方々に参画をいただきならこの取り組みをやっていただければと考える。取り組みについて何かご意見があればいただきたい。

(伊藤委員)

医療関係の方も参画いただき、アドバイスをいただければ、より適切な支援の仕方を見つけることも可能かと思う。

(事務局)

サポートかけはしシートの活用状況を調べていく中で、職業機関も関わっているので、場合によってはそのような機関に意見をいただくということも大事だと考える。実際に記入をする家族に対しての聞きとりも意識していきたい。支援者だけでなく当事者からの声を聴く事でかけはしシートの意味合いが出てくると思う。取り組みながら視野を広げながら活用していきたい。本日は児童に特化した事業所の方が不在だが、本日上がった意見について共有して形作りをしていきたい。

(古橋委員)

サポートかけはしシートをどのように活用していくかが大事。小学校にあがるタイミングでの進路については、教育委員会がかなり意向を示す。実際にサポートかけはしシートで専門の人たちによる見立ての中で、福祉専門的な人のつながりの中で意見交換できたうえで判断いただける機会をいただけるとうれしい。受け皿となる特別支援学校や地域の発達支援学級だけではなく、実際に選定をする教育委員会の方にも参加していただけるとうれしい。サポートかけはしシートについて、他エリア連絡会も共通の動きか？浜北エリアが独自で部会ワーキングを立ち上げることになっているのか？

(オブザーバー)

サポートかけはしシートについては他のエリア連絡会での取り組みは承知していない。アセスメントシートについては東エリアでワーキングとしてグループワークを行うと聞いている。

(古橋委員)

もし全市的に啓発していきたい等あれば、協議会全体の事務局会議のなかでワーキングを作るなど足並みをそろえる作業をしていただけるとうれしい。

(事務局)

サポートかけはしシート、子どもアセスメントシートに関して、当エリアとしても実態をつかみきれていない。まずは実態を把握し、活用方法や課題について検討し、全市的なところで報告をしていきたい。今回は学齢期に焦点を当てて話をしているが、ライフステージでは特別支援学校を卒業した後の引継ぎ、それぞれの成人のサービスの受け手側として引継ぎの点での良い取り組みや、こういう機会があったら嬉しいという部分あればご意見を伺いたい。

(大倉委員)

学校関係との移行支援会議の中でかなり細かいことが多い一方、最近は後出しが多い。個人情報保護により難しいかもしれないが、小さい時からの情報があると支援がしやすい。今の状態がどんなふう成長してきたか把握できるとよい。また、5歳児健診にどんな風に関わってくるか？

(事務局)

もともと実施されていた『就学前健診』では学校にあがるまでのスケジュールがかなり短いため、年中の段階でご本人の状態像を確認し、適切な支援があるといいのではないかとこの点からつな

げていくために始まると聞いている。学齢期に入る方へのつなぎに絡んでくる。全市的にも子供に焦点がいつている点。浜北でも子供に対する協議の場がない点から、今回学齢期をあげさせていただいた。5歳児健診が始まるにあたり、行政からの説明を受けている。制度・サービス・福祉につなげていくと聞いている。今まで以上に子どもに対する相談が想定される中で5歳児健診というキーワードから学齢期に焦点をあてさせてもらった。また、引継ぎの部分が十分ではない状況で、現在学校でやっている移行支援会議は本人、家族、学校、受け手側の事業所が参加しているか。

(立部委員)

進路に関わっていないため支援会議にはあまり詳しくない。

(都築委員)

就労時や高等部卒業時の移行支援会議には、計画相談や生活介護事業所、ご家族、本人が参加している。児童の事業所は入っていないのが正直なところ。計画相談はどこまで知っているかという、半年に1回のモニタリングのせいぜい1時間ほどの情報の蓄積をお伝えするところであるため、生活の場に結びつくような情報をお伝えできるかということと十分ではない。

(事務局)

移行支援会議で放課後等デイサービスがどこも参加していないという現状を聞いた。調整等の事情があることが推測はされるが、家での様子だけでなく、事業所の様子、本人の状態の把握、事業所では違うと思われるため、そこの変化を受け手側の事業所がしっかりキャッチできることが必要ではないか。なかなか関わる機会が薄い場合、普段通所している事業所に参加してもらい情報共有ができるとよい。そこから何ができるか。それぞれの専門機関の想いや事情を擦り合わせしながら形作りができればと考えている。そのため、ご協力をいただきたい。

(村松委員)

5歳児健診は全5歳児対象の健診か？

(事務局)

5歳になる子どもが対象

(村松委員)

そこで対象になった子どもたちをこのワーキングで相談するという形か？

(事務局)

5歳児健診を受ける前から児童発達支援を受けているお子さんもいれば、5歳児健診をきっかけに新たに児童発達支援を利用するお子さんも出てくる。そのようなお子さんが増えてくることを想定して、サポートかけはしシートを作成する件数が増加するであろうことを見越して、それを取っ掛かりに、実態がどうか把握できれば。5歳児健診からサービスにつながるケースが増えてくるのではないか。

(村松委員)

このワーキングは育成会に参加されているようなお子さんが対象というイメージでよいか。肢体不自由児というのは対象ではないのか。

(事務局)

児童発達支援事業のサービスを利用されている方が対象となる。先ほどの移行支援会議の件については会議録を通して学校側にも報告をさせていただきたい。現場の声を共有しつつ、そのような機会を設けられればとの思いもあるため、ご理解いただきたい。

(立部委員)

全ケースが対応できるか何とも言えないが、可能な範囲で対応を検討していきたい。

(事務局)

ある移行支援会議では放課後等デイサービスの職員さんが参加したと聞いている。日程調整に苦慮されている様子も伺えた。

(立部委員)

正直、調整は難しい。全ての子どもに対して同じようにやる必要があるかということ、様々なケースもあるので、放課後等デイサービスに参加していただくことで、より良いものが実現できるのであればそのことを頭に入れて、計画していくように声をかけていく。

(都築委員)

放課後等デイサービスが参加される学校もある。調整等が難しく、きめ細かくスケジュール出しているところもある。移行支援会議後のサービス担当者会議で、例えば生活介護を利用する事となった時に改めて、現行の相談員が放課後等デイサービスを呼ぶことがあってもいいのではないか。そうしていくのが本来の姿とも感じる。

(古橋委員)

移行支援会議やサービス担当者会議についての話題が出たが、実際に新規の方たちを受け入れ、何かあった際にはご家族を軸に、学校や相談の方に質問をしていく機会が度々ある。受け手側の成人の事業所側からは、『このように変わった』、というような報告は実は行っていないところが多い。情報だけいただきたいと言っておきながら、その後どうなったのかを送り出してくださった側の学校や放課後等デイサービスに情報提供していないというのは、一方通行ではないかと感じる。双方に報告することで、学校から新しいアイデアをいただけるチャンスもあるのではないか。移行期プログラミングなど、『浜北モデル』を作れたら良いと思う。

(大倉委員)

学校側から移行後3年間は問い合わせをいただけている。その際に情報交換はしている。また、1年後の現状報告はしている。3年でやりとりが終結してきれてしまう現状にあり、問題が起こった際や困った時、当時の状況を知っている先生がいると安心である。

(事務局)

送り出して、それで終わりではなく、その後のフィードバックが大事であると感じる。

(立部委員)

その子のそれからのつながりも大事だが、これから送り出す子に何が必要か。その情報がとても大事。いただいた情報をこれからの子どもたちに活かしていきたい。

(小出委員)

地域の学校でも就労の方に卒業していく中学生が少なからずいる。先生としては進路の一つとして送り出して終わってしまうことがある。フィードバックがあると、先生達にとってよりよい選択肢を考える意味づけになると感じる。送り出した先から『すごく合っているよ』、『実は課題があった』など返してもらえると、先生たちには響きやすいかと思う。

(事務局)

今回は学齢期に焦点をあてているが、『引継ぎ』は学齢期だけでない。子どもから大人へ、大人から高齢への『つながり』では、フィードバックがあるとケースが循環していくのではないか。学齢期から取り組むが、成人期から高齢期まで取り組んでいきたい。今回、頂いたご意見を参考に1年間ワーキングで取り組んでいきたい。

啓発活動については、当事者参加型の活動に意識しての活動。当事者参加型の活動については、コロナ禍前はプレ葉ウォークの入り口で街頭キャンペーンを行っていたが、コロナ後は展示活動に変わった。

(伊藤委員)

以前にも伝えたが、作者の写真を掲示したらどうか。また、ご本人がよければ、現場で作品を作っているところを見てもらうのはどうか。参加しやすいのではないか。

(事務局)

ワークショップのように一緒にやるのもよいか。

(富田委員)

浜北ふれあい広場でワークショップをやるのは良いと思う。スタンプラリーに合わせて、体験してスタンプもらうという形もよいのでは。今年度はeスポーツをテーマに ONEGAME 浜松様に講師を依頼、開催に至った。参加者で地域サロンをしている方が自分たちのサロンでやってみたいという声があった。サロンは月1回等、いろんな場所でやっているが、内容になかなか困っているという声を聞く。日常の中で小さくても交流できる場を作っていけるとよい。

(大倉委員)

ふれあい広場が令和7年6月1日開催だが、エリア連絡会のスケジュール上、啓発活動期間7月

～8月末となっているがいかがか。

(事務局)

啓発活動期間は4月からの活動として訂正をする。

ふれあい広場は会場の関係で令和7年度は6月1日、令和8年度は10月末頃に開催予定となる。展示活動については、事業所の方が作った作品を地域の方にみてほしいという声以前あったため、それについては引き続きやっていきたい。それとは別軸でいろいろな活動を考えていきたい。別エリアでは社協さんと共同しながら啓発活動をしているところもあるので、社協さんともお声をかけさせていただければ。

(藤原委員)

浜北ふれあい広場では、民児協としては一大イベントとして全員参加で取り組んでいる。物品の販売やじゃんけんゲームをやったが、じゃんけんゲームはなかなか慣れず、内部では評判が悪い。啓発活動については、展示を見て作品を欲しいという方がいるが、作品を販売することは可能か。

(事務局)

確かに展示中に作品を買えないか、という声は寄せられたが、あくまで目的は展示であることから、お断りした経緯もある。実際に販売することは大丈夫か。

(富田委員)

営利目的でなければ大丈夫ではないか。売上から必要経費を省いたものを寄付していただけるものがあれば市社協の方にご寄付いただくという形にとらせていただいている。

(事務局)

商業施設であると販売するとなると売上げのうち何パーセントを支払うという話になるのではないか。そうすると別の調整も必要となり、検討できれば。特別支援学校ではプレ葉ウォークでのイベントをやっているがそれは展示か。

(立部委員)

今年、高等部で販売会をやっているが、詳しい仕組みについては分からない。学校展の中では営利に係る内容についての展示は不可。販売会のパンフレットの設置についても市から許可を得て置いている。学校展ではQRコードをいろんなところにつけている。作品等にQRコードをつけて、そこから手に入れる手段やどこに置いてあるか、インスタグラムにつながる等の情報をつけて、欲しいと思った人は自分から取りに行くようにしたらよいのではと感じている。特別支援学校では学校展を啓発の意味で開催しているが、受け取り側が果たしてどのくらいその啓発の意味をとらえてくれているか、Googleフォームを使ってアンケートを試しにやろうとしている。今年度はシール貼りを通じてたくさん評価を頂いた。

展示をするときに意図的にそこにつながるような何かを仕掛けることはできるのではないか。そこで物を売るということだけでなく、こんなことをしている、こんなところに行ったら出会える、こんな活動している子たちがいる、ということをそこに来られない子たちにも伝えられるのではないか。

(事務局)

先ほど伊藤委員よりあったアンケートについても、今までは紙ベースでやっていた時期があったが、QRコードを使ったアンケートはわざわざその場で書かなくても後で気軽にやってもらえる。今の時代に即した形でやっていけたら。積極的に考えていけたら。参考にしたい。当事者会と共同して取り組めるものがないか。エリア連絡会と育成会とでなにかできるものはないか。

(伊藤委員)

当事者会は親の会なので、親御さんの勉強会や研修会、子供との旅行をやっている。成人の当事者が参加する機会が少ない。障害の程度もすごく違うので、なかなかうまくいかない。団体としてはなかなかうまくできないので、エリア連絡会とで当事者の参加できるイベント、障害者だけでなく健常者を含めたイベントができれば。いろんな人が参加できるものができるとうい。

(事務局)

啓発活動の構成員に副会長の藤井氏に担っていただいている。また相談させていただきたい。

(古橋委員)

情報発信についてQRコードを使っていくというのは大賛成。現地に行かなくてもSNSで作品を

紹介したり、イベント告知をしたりもできる。オンライン上で見ることができる。エリア連絡会のアカウントを作って、告知や報告活動も一つの手ではないか。先ほどの地域体制強化共同加算で出た方にもその編集のお手伝いをしてもらうこともよい。啓発活動についての予算はどうか。

(事務局)

予算は乏しい。

(古橋委員)

連絡会からの予算がとれないとなると、どこかで補助金をとって活動経費を捻出することも一つの手。県社協の地域交流事業に申請をかけると20万円ほど出る。計画・報告等は必要となるが、予算がとれれば、製作費の工賃として支払ったり、販売のマージンの支払ったりも可能ではないか。

(村松委員)

小中学校では支援級の子もたちとの交流があるが、車いすやバギーの子はあまり見る機会がないのではないかと。子どもが車いすやバギーに乗っていると、子どもが乗っているとジッと見る。なんでこういう子がいるのか？とすごく疑問に思っていると思う。アイマスクをして歩いてみようというような福祉教育は当事者からすると、実際にどうなのかと思う。小中学校での福祉教育の機会に、先ほどの20才の方に話をしてもらえるとよい。当事者の会に声をかけてもらってもよい。そのようなふれあいの場があると良いと思う。

(事務局)

福祉教育は白杖の使い方や車いすに乗る。それも大事ではあるが、当事者とのふれあいや実際を知ってもらう機会は大事。教育機関の方には相談させてもらいたい。そこに親御さんにも来てもらい一緒に聞いてもらうことも考えている。また相談させてもらいたい。貴重な意見をありがたい。参考にさせていただく。

その他

(都築委員)

相談支援事業所浜松東がこの3月で閉鎖となり、相談支援事業所ナルドと統合となる。浜松東のスタッフは基本的にナルドに異動。ナルドは聖隷三方原病院の近くの細江町とナルドサテライトとして浜松学園の都田町での2拠点で活動している。浜松東としては都田の方に拠点を構える。エリアとしては旧北区となるため、浜北エリアから外れる。

(島田)

浜名福祉事業所社会福祉課の事務局のメンバーでは異動はない。

(大柳豆)

浜松市浜北障がい者相談支援センターも異動なし。

『浜松市障がい者自立支援協議会 浜北エリア連絡会』

令和6年度 第3回 エリア全体会

次第

日時：令和7年3月19日（水）

13時00分～15時30分

会場：浜名区役所3階 大会議室

1 開会

あいさつ（浜名福祉事業所社会福祉課長：北村 聡）

2 報告事項・・・資料1

（1）令和6年度、令和7年度 浜松市障がい者自立支援協議会について

（2）令和6年度 浜北エリア連絡会について

（3）地域体制強化共同支援の取り組みについて

（前回のエリア全体会でのご意見を踏まえた経過報告）

休 憩

3 協議事項・・・資料2 ～ 資料4

（1）令和7年度 浜北エリア連絡会の体制について

4 その他

5 閉会

【配付資料】

- ◆エリア全体会 次第
- ◆エリア全体会構成員名簿
- ◆エリア全体会構成員座席表
- ◆資料1：報告資料
- ◆資料2：協議事項
- ◆資料3：令和7年度浜北エリア連絡会組織図
- ◆資料4：浜北エリア連絡会会則

『浜松市障がい者自立支援協議会 浜北エリア連絡会』

令和6年度 エリア全体会構成員名簿

【 構成員 】

	カテゴリー	所属	役職	構成員
1	計画相談	社会福祉法人聖隷福祉事業団 相談支援事業所浜松東	所長	都筑 雄一
2	社協	浜松市社会福祉協議会 浜北地区センター	副地区センター長	富田 真理恵
3	当事者（団体）	浜松市浜北手をつなぐ育成会	会長	伊藤 基久
4	当事者（団体）	浜松地区肢体不自由児親の会	副理事	村松 真奈美
5	教育関係	静岡県立浜北特別支援学校	特別支援課長 特別支援教育コーディネーター	立部 啓子
6	教育関係	浜松市立新原小学校	スクールソーシャルワーカー	鈴木 洋貴
7	医療関係	独立行政法人国立病院機構 天竜病院	療育指導室長	藤森 豊
8	事業所（子ども）	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 児童発達支援センター「ひまわり」	施設長	太田 裕子
9	事業所（入所）	社会福祉法人小羊学園 法人本部	浜松地区事業推進部長兼 オリーブの樹・わかな施設長	古橋 誠
10	事業所（通所・児）	株式会社Gree グリーピースII・Nursery グリーピースToys・Switch	取締役 管理者兼 児童発達支援管理責任者	辻村 幸弥
11	事業所（通所・者）	社会福祉法人たちばな会 たちばな授産所	サービス管理責任者	大倉 ゆかり
12	地域	浜松市浜名区浜北民生委員児童委員協議会	障害福祉部会会長	藤原 修

【 事務局 】

	カテゴリー	所属	役職	構成員
1	事務局	浜松市浜北障がい者相談支援センター	管理者兼相談員	大柳豆 勇太
2	事務局	浜松市浜北障がい者相談支援センター	相談員	山本 昂哉
3	事務局	浜松市浜北障がい者相談支援センター	相談員	高橋 誠
4	事務局	浜松市浜北障がい者相談支援センター	相談員	増井 真由美
5	事務局	浜松市浜名福祉事業所社会福祉課	課長	北村 聡
6	事務局	浜松市浜名福祉事業所社会福祉課	課長補佐	恒川 洋代
7	事務局	浜松市浜名福祉事業所社会福祉課	障害福祉グループ長	島田 佐栄実
8	事務局	浜松市浜名福祉事業所社会福祉課	障害福祉グループ	影山 道規

1	エリア連絡会オブザーバー	浜松市障がい者基幹相談支援センター	相談員	後藤 翔一郎
2	エリア連絡会オブザーバー	浜松市障がい者基幹相談支援センター	相談員	野島 和樹

※上記以外に、エリア全体会の議題により、エリア事務局より参加を要請または会議への希望者があった場合は、参加を調整する

報告資料

令和7年3月19日（水）

1. 令和6年度 浜松市障がい者自立支援協議会の報告

障がい者自立支援協議会とは？

障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から法定化された（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

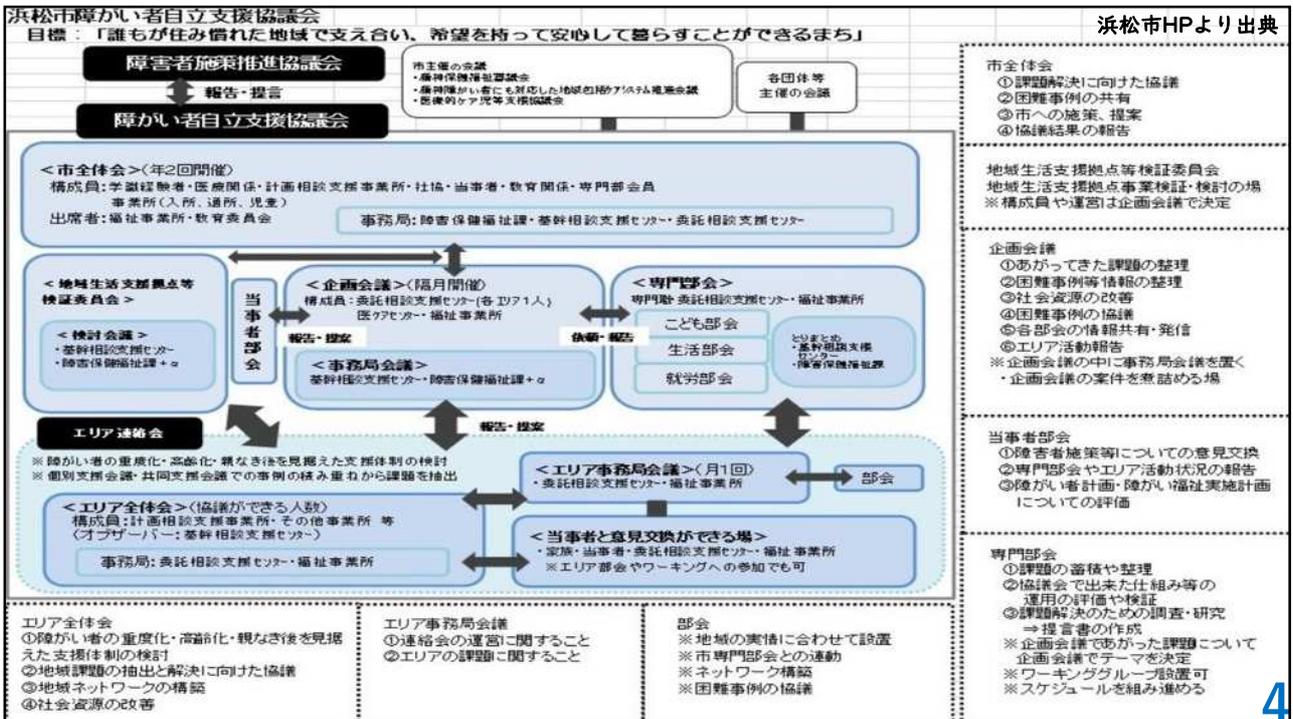
<具体的には・・・>

- ・ 委託障害者相談支援事業や基幹相談支援センターの事業実績に関する検証や評価
- ・ 相談支援事業者等からなる相談支援に関する専門部会等における、個別事例の支援のあり方についての協議
- ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の検討
- ・ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化

※厚労省HPより抜粋

経緯

- ・ （自立支援）協議会は、**地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化**を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- ・ その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- ・ 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、**自立支援協議会の名称について**地域の实情に応じて定められるよう弾力化するとともに、**当事者及びその家族の参画が明確化**された。



専門部会（こども部会） ※令和7年2月現在

○サポートかけはしシートWG

・※サポートかけはしシートの活用により、児童発達支援事業所から学校への引継ぎがより効果的なものになることを目指す

○強度行動障がいの予防支援体制WG

・障がい児が強度行動障がいの状態にならないために、幼児期・児童期における支援について協議を行い、強度行動障がいの予防的な支援体制を構築

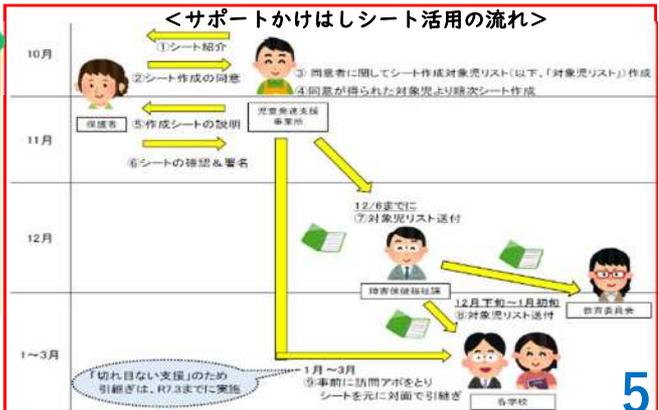
○障がい児移行調整会議

・障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、関係機関が連携、協力して調整を行う

※サポートかけはしシートとは!?



- ①学校生活において、対象児の不適応を未然に防ぐための手立てとなる資料
- ②進級や進学において、対象児に必要な引継ぎが継続できるようにする
- ③シートを媒体として支援者同士の繋がりや連携を図る



5

障がい者自立支援協議会

専門部会(こども部会)

サポートかけはしシートワーキング

目的	・前年度の検証や課題への取組、様式の見直しについて検証 ・サポートかけはしシートの活用により、児童発達支援事業所から学校への引継ぎがより効果的なものになることを目指す
令和6年8月1日	検証・複数事業所利用児の引継ぎ方法、集団の様子を盛り込んだ点について 検討：様式について
令和6年8月30日	検討：様式、学校アンケートについて
＜様式＞	→5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)に合わせる形で文言を変更 「人間関係・社会性」の部分に「集団行動」を記載、集団の行動も記入できるよう変更 内容は変更なし ＜学校への引継ぎ＞ →児童発達支援事業所から1月中に学校へ連絡を行い、日程調整 ＜放課後等デイサービス事業所への引継ぎ＞ →保護者から写しを放課後等デイサービス事業所へ連絡し渡してもらう 児童発達支援事業所から保護者へサポートかけはしシートの説明をする際に渡してもらうよう伝えていく ＜学校アンケート＞ →学校用：複数事業所利用児について同時に引継ぎを行うことについての意見 担任用：学校内で引継ぎを受けたか？いつ受けたかアンケート内容に入れる ＜保護者から同意を得られなかったケース＞ →数や理由を事業所に確認し、状況を蓄積していく
今後	・学校アンケート結果や同意の得られないケースの状況について →部会で協議、必要に応じて検討の機会を設けていく

強度行動障がいの予防支援体制ワーキング

目的	・障がい児が強度行動障がいの状態にならないために、幼児期・児童期における支援について協議を行い、強度行動障がいの予防的な支援体制を構築
令和6年11月12日	WGについて アンケート内容について
令和6年12月25日	アンケート内容、周知方法について
令和7年3月4日	アンケートまとめの報告
令和5年度の生活部会	強度行動障がい支援ワーキングの研修等から児童期からの予防的な関わりがと最も重要な意見があり、令和6年度こども部会として、予防的な関わりに焦点を当てた協議を行うワーキングを設置 →幼児期・児童期における実態を把握するための調査を行う
＜実態調査アンケート内容＞	・特別支援学校、放課後等デイサービス事業所、児童入所施設 →強度行動障がいスコア評価を行い、スコア評価1点以上の該当者を抽出 ・児童発達支援事業所、児童入所施設(未就学児) →発達検査でDQ50以下若しくは同程度の児を対象とし、ワーキングで作成した強度行動障がいの行動チェックシートを用い、該当する児を抽出 ・各事業所や学校、施設等で日頃感じていることや効果的な関わりについても調査
今後	・アンケート結果を集計、分析し、今後の予防的な支援体制について検討を行う ・予防支援と強度行動障がいの状態にある方への支援の検討の場をプロジェクトとして自立支援協議会の中に位置付け、協議を継続していく

浜松市障がい児移行調整会議

障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、関係機関が連携、協力して調整を行う

- ①協議：移行調整会議は実施主体は浜松市 移行支援会議の調整は児童相談所が行うが、その他児童の支援に必要な会議に関しては入所施設や計画相談等の主催で開催
開催時期：高校2～3年生の夏の実習の後の8月頃と年度末の1～2月頃の2回
 - ②進捗管理ケースについて
中学3年生から高校3年生を対象に児童相談所、入所施設、学校から報告のうえ、困難ケースをピックアップし、必要に応じて個別支援会議の提案等を協議する
- 今後
・障害児入所施設に入所している子どもたちがスムーズに、成人期へと移行できるように継続して会議を実施していく。

6

専門部会（生活部会） ※令和7年2月現在

○強度行動障害者支援WG

・支援が充実するための仕組み作りを市全体的に目指す事を目的にWGを開始。『地域間、支援者間のネットワーク構築』と『専門的な方によるバックアップ体制』を意識した協議をしていく。

○モニタリング抽出及び検証WG

・平成30年の報酬改定のなかで、相談支援事業所の質の向上を目指し、相談支援事業所がモニタリング結果を市町村へ報告すること及び、市町村がその結果について検証を行う事が望ましいとされた。浜松市としてもそのような仕組みを設け、相談支援事業所の質の向上に繋げていきたい。

○防災WG

・専門職を活用した※個別避難計画の作成について、記載内容等を検討しモデルの計画書を作成

○余暇支援WG

・今後、始動予定

※個別避難計画とは!?

・高齢者や障害者など支援を必要とする人たちの避難計画を一人ひとりの状況に合わせて事前に作成しておき、災害時に備えるもの。個別避難計画の対象となる人たちは「避難行動要支援者」と呼びます。2021年、災害対策基本法が改正され、個別避難計画を作成する努力義務が市町村に課せられた。

7

障がい者自立支援協議会	
専門部会(生活部会)	
<p style="text-align: center;">強度行動障害者支援ワーキング</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が充実するための仕組み作りを市全体的に目指す事を目的にWGを開始。『地域間、支援者間のネットワーク構築』、『専門的な方によるバックアップ体制』を意識した協議 <p>令和6年9月11日 支援者間とのネットワーク構築について、バックアップ体制について 令和6年10月28日 9月の検討事項に加え、強度行動障害者支援従事者フォローアップ研修について 令和7年1月15日 強度行動障害者支援従事者フォローアップ研修について 令和7年3月11日 令和7年度活動計画</p> <p>≪支援者間のネットワーク構築≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク構築の意味として、『相談や情報共有ができる体制づくり』を目指していく ・必要な時に相談ができ、アドバイスをいただける体制。中核的な人材育成と活用 <p>≪バックアップの体制≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルテーションの活用 ・実例を通じた事例検討会 ・人材育成や担い手を増やすことでバックアップ体制にも繋がる。コメンタリーで事例を検討しつづ、必要に応じて協議会のWGメンバー等で助言ができるとうい。 <p>≪強度行動障害者支援従事者フォローアップ研修≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に実施された実態調査の報告(相談アグネス:雨宮所長) ・福岡市の視察報告(基幹:後藤所長) ・エリアにおける取り組みについて <p>①北エリア連絡会の強度行動障害者支援WGの報告 ②浜北センターの機能強化(事業所と他法人の職員、県強度研修の講師を担っている職員等との事例検討会)について報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク ⇒ エリア単位でグループ編成。事業所間の横の繋がりが希薄であるとの意見もあった <p>今後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の継続実施 ・エリアを中心とした、エリア内のネットワーク構築。各エリアより核となる職員(サービス管理責任者等)を選出し、意見や情報共有できる体制づくりを目指す ・強度行動障害における支援体制においては、一体的かつ多面的な取り組みが必要なことから、こども部会『強度行動障がい者の予防支援体制WG』と連動する仕組み(プロジェクト)を検討。 	<p style="text-align: center;">モニタリングの抽出及び検証ワーキング</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年の報酬改定のなかで、相談支援事業所の質の向上を目指し、相談支援事業所がモニタリング結果を市町村へ報告すること及び、市町村がその結果について検証を行う事が望ましいとされた。浜松市としてもそのような仕組みを設け、相談支援事業所の質の向上に繋げていくための協議 <p>令和6年12月18日 ワーキング設立の経緯と目的について、今後のスケジュールについて</p> <p>≪ワーキングメンバーから挙げられた意見≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員連絡会で作成した共通のマニュアルは存在するものの、事業所ごとでモニタリングの期間の設定や書類の提出方法など対応が異なる現状にある ・モニタリング検証を行っていく場合、モニタリング検証の仕組みが最終目標ではなく、相談支援事業所における相談支援専門員の質の担保と向上を目的としたものであると周知が必要 ・モニタリングについては、相談支援専門員の負担が大きくなっている。事業所内でのモニタリングの立ち位置と目的について、事業所内でも共通認識を持てるとうい <p>今後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討の方向性については市障がい者自立支援協議会市全体へ報告 ・モニタリング検証の仕組み(案)を作成し、提言できるよう形づくりをしていく
	<p style="text-align: center;">防災ワーキング</p> <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職を活用した個別避難計画の作成について、記載内容等を検討しモデルの計画書を作成 <p>令和6年10月30日 ワーキングの取り組みについて、個別避難計画モデル作成 令和6年11月20日 個別避難計画モデル作成の意見交換 令和6年12月17日 個別避難計画モデル作成 意見交換 令和7年1月30日 ワーキング提言まとめ</p> <p>≪ワーキングメンバーから挙げられた意見≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動のみならず、アレルギーや服薬状況など身体面に配慮をすべき事項を記載できる良い自治会や民生委員との計画書の共有と活用について。そこから連携に繋げていければ。 <p>成果と今後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画のモデル(案)作成済 ⇒ 作成後の専門職への周知 ・個別避難計画の作成から作成後にかけての共有の方法が重要と思われる。自治会とどのように連携していくかを模索していく。

○就労アセスメント評価・検証ワーキング

・令和6年度に実施している※就労アセスメントについての精査と検証を行い、仕組の検証を行う

○就労選択支援ワーキング

・令和7年10月に創設予定である就労選択支援を踏まえ、浜松市における※就労選択支援に関する事業所の検討状況を把握して体制整備につなげると共に、就労アセスメントの標準化及び質の向上を目指していく

【就労アセスメント留意点】 厚労省HPより出典

※就労アセスメントとは!?

就労継続支援B型事業の利用希望者に対して就労移行支援事業所が行う就労面のアセスメント

- ① 障害者がそれぞれに最も適した「働く場」に円滑に移行できるようにするための支援
- ② 障害者がそれぞれの「働く場」で安定して働き続けられ、働く力を伸ばしていけるようにするための支援



※就労選択支援とは!?

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス

- 利用者に対する就労支援を行うに当たって必要な情報を把握し、利用者のニーズに応じたサービス等利用計画・個別支援計画を作成する際に役立つ就労面や生活面の情報を提供できるようにアセスメントを行ってください。
- 利用者の就労上の課題のみに着目するのではなく、利用者の将来的な就労能力の伸び（成長力）をアセスメントしたうえで、結果を利用者や保護者に必ず伝えてください。
- 単に通所の体験をしたり、作業観察のみに留まるのではなく、利用者に対して一般就労の意義や具体的な事例を知る機会を提供するとともに、一般就労や定着を支える支援機関についても情報提供を行い、一般就労への理解が促進される機会を必ず設定してください。
就労継続支援B型事業の利用を希望している利用者に対して、将来の一般就労への移行などの参考となる指針を得られる機会となるよう、アセスメントやカリキュラムの工夫を行ってください。
- 就労アセスメントは、就労継続支援B型利用の「可否」を判定するためのものではありません。サービス等利用計画の作成や市区町村が行う支給決定の参考になりますので留意して下さい。そのため、利用者の本来のニーズや就労の可能性に着目したアセスメントを実施してください。
- 就労アセスメントは、単に一般就労が可能かどうかを判定するためのものではありません。利用者自身の持つ「働く力」に着目して、今後の就労支援に活用できるアセスメントを行ってください。

障がい者自立支援協議会

専門部会(就労部会)

就労アセスメントワーキング

目的
・令和6年度に実施している特別支援学校高等部における就労アセスメントについての効果分析。その後の精査と検証を行い、仕組の検証を行う

令和6年9月30日 各現場における現状の共有(アセスメント試行実施状況)・試行実施の分析方法について
令和7年1月6日 アセスメント実施結果連絡票に関する調査分析・アセスメントの流れについて
令和7年3月25日(予定) 調査結果分析、WGのまとめ

令和6年10月～12月 今年度実施している特別支援学校高等部における就労アセスメントの試行実施におけるアセスメント実施結果連絡票に関する効果分析実施結果報告票に関する効果分析
令和7年3月 アセスメント実施連絡票の活用について効果分析

《各現場における現状の共有》
・特別支援学校でのアセスメントの結果が、本人や家族の希望と相違があった場合に進路指導に悩む
・報酬決定に伴う、就労継続支援A型事業所の経営改善により、役割が変化している

《試行実施調査対象》
・就労移行支援事業所、計画相談支援事業所、特別支援学校

《調査内容》
・実習方法に伴う実習前打合せ、アセスメント会議の開催の状況
・アセスメント実施結果と特別支援学校の進路先の見立ての差異の有無

↓

《調査の分析》
・アセスメントの標準化を図り、人材育成ができた段階で熟練者によるフォローアップ体制が検討できるとよい
《アセスメントの流れについて》
・学校の体制上、連絡票の記載をどこまでできるかが不安。また、作成者が会議に参加をしていない現状もある。教職員の異動等もあると余計に影響してきそう。
・連絡票が移行支援会議でどのように活用されたかについて、学校に対して調査をする。

今後
・就労移行WGとの統合。
・アセスメントツール及び手引きの作成、研修や学校を含めた関係機関との意見交換会の場を設定する。

就労選択支援ワーキング

目的
・令和7年10月に創設予定である就労選択支援を踏まえ、浜松市における就労選択支援に関する事業所の検討状況を把握して体制整備につなげると共に、就労アセスメントの標準化及び質の向上を目指していく

令和6年7月10日 就労選択支援に関する事業所の検討状況に関する調査内容等検討・就労アセスメントの内容について検討
令和6年8月14日 調査結果分析・就労アセスメントの内容を検討
令和6年9月13日 調査結果分析・就労アセスメントの内容を検討
令和6年12月10日 就労アセスメントの内容について
令和7年1月10日 意見交換会の打ち合わせ
令和7年1月20日 意見交換会
令和7年2月7日 就労アセスメントの内容について

《就労選択支援指定申請の予定》
『予定事業所』
・就労移行支援(3事業所)、就労継続支援A型事業所(5事業所)
就労継続支援B型事業所(2事業所)、多機能型(5事業所) ※市内15%
『検討事業所』
・就労移行支援(8事業所)、就労継続支援A型事業所(14事業所)
就労継続支援B型事業所(12事業所)、多機能型(3事業所) ※市内37%

《就労アセスメントについて》
・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構作成の『就労支援のためのアセスメントシート』は、経験年数が浅くてもアセスメントができるツールになっている
・就労アセスメントは本人の状態そのものを示すだけでなく、ストレングスや成長可能性、就労するうえでの課題等を適切に理解し、就職に向けた必要な支援や配慮を検討することを目的に活用。
・相談支援の現場においても、就労アセスメントを本人や支援機関と共有できるものがあれば、本人の想いだけによらず、本人の希望と状態に合った支援の情報共有ができる

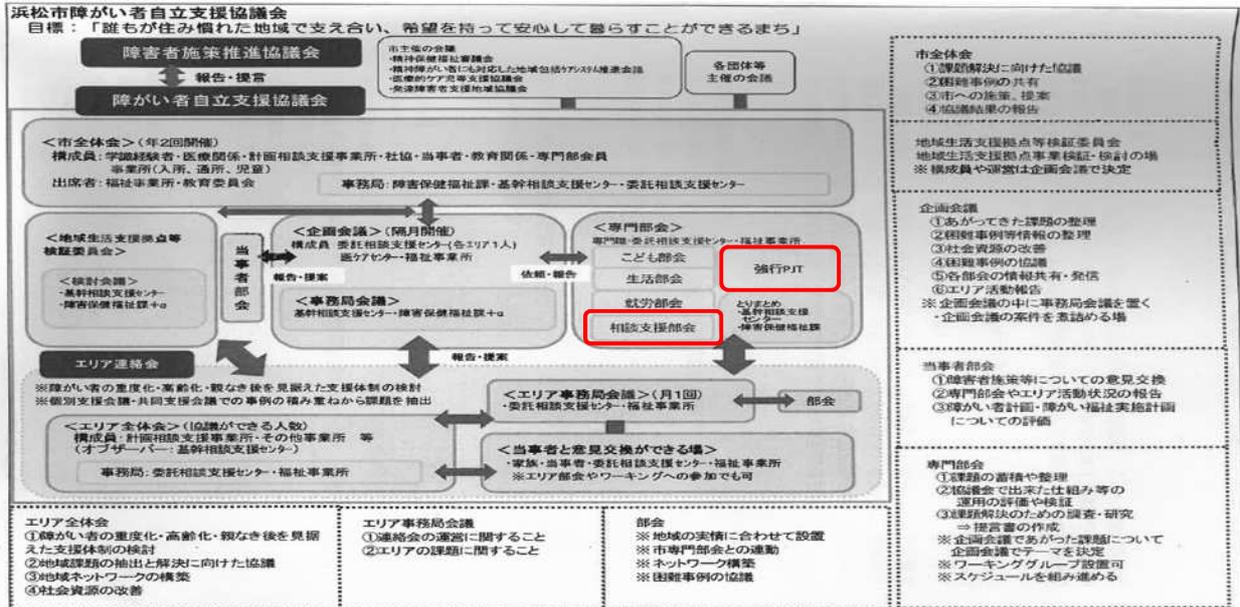
《就労アセスメントの内容について》
・抽象的な表現では理解が難しい方もいるため、障害特性に合わせたものが望ましい
・作業内容のみならず、本人のストレングスなど良い点を評価することで、進路選択の幅が広がる
・就労アセスメントを読み解く力も必要

今後
・就労選択支援事業開始後、利用できない状況にはならないと思われるが、新たなサービスが新設されることもあるため、事業所側が共通認識が持てるような意見交換の場があると良い。
・就労アセスメントの標準化と質の向上に向けた取り組みを実施

相談支援事業所浜松東：都筑様作成資料より引用

令和7年度の障がい者自立支援協議会の体制図

・・・令和7年度より新設



令和6年度 浜松市障がい者自立支援協議会市全体会資料より引用

11

令和7年度以降に新設される部会とワーキングの紹介

相談支援部会

背景と目的
 ・現在、浜松市障がい者自立支援協議会の専門部会はこども部会、生活部会、就労部会の3部会を常設し活動。しかしながら、障害福祉における課題や検討事項は多様化しており、また一方で、より専門性が必要とされる課題についての継続的な協議も必要とされている。浜松市においては、今後の相談支援体制の協議が喫緊の検討事項の1つでもある。また、相談支援体制の構築に伴い、相談支援における、役割(①機能や役割の整理、②仕組みづくり、③人材育成)においても一体的な協議が必要である。
 令和6年度に浜松市障がい者基幹相談支援センターが事務局となり、浜松市相談支援体制あり方検討会(行政・計画相談・委託相談による会議体)を充足し、相談支援体制について意見交換を行ってきた。令和7年度以降は、浜松市障がい者自立支援協議会の中に相談支援部会を設置し、相談支援体制について公の場で協議できる体制を整備していきたい。

構成員(案)
 ・主任相談支援専門員(浜松市主任相談支援専門員連絡会/部会長)
 ・計画相談(浜松市相談支援専門員連絡会)
 ・委託相談(浜松市相談支援事業連絡会)

事務局
 ・浜松市障がい者基幹相談支援センター
 ・浜松市障害保健福祉課

主な協議内容
 ・相談支援体制について
 ・主任相談支援専門員、計画相談、委託相談、基幹相談の役割と機能について
 ・相談支援における仕組みについて
 ・人材育成の取り組みについて

仕組みの検証
 ・委託相談評価
 ・サポートプラン

(仮称)強度行動障がい児者プロジェクト

背景と目的
 ・令和6年度の浜松市障がい者自立支援協議会における専門部会である、こども部会、生活部会の両部会内で、強度行動障がい児者の状況にある障がい児者について、支援体制の協議をワーキンググループとして協議を行い、各ライフステージにおける課題や地域生活、個別支援のあり方について検討を重ねてきた。その検討の中で、浜松市全域における課題の専門的な検討の必要性、地域生活支援拠点等の機能に求められている「専門的人材育成」の中にも、強度行動障がい児者における支援体制の確保や人材育成等の内容も盛り込まれた事を受け、強度行動障がい児者の専門的な支援についての協議の場を、専門部会を横断した会議体に位置づけることにより、ライフステージの垣根を越え、強度行動障がい児者の地域生活支援について、協議するプロジェクトを令和7年度より立ち上げる。

体制

構成員
 <プロジェクト全体会>
 ・各チーム構成員、プロジェクトリーダー、事務局
 <おとなチーム>
 ・生活部会強化ワーキンググループ構成員(4名)
 <こどもチーム>
 ・こども部会強化予防ワーキンググループ(7名)

※プロジェクトリーダー：雨宮 寛氏 (小羊学園 相談支援事業所アグネス)
 ※事務局：浜松市障害保健福祉課 浜松市障がい者基幹相談支援センター

協議内容
 <プロジェクト全体会(年2回程度開催予定)>
 ・各チームで話し合われた内容や調査、仕組について全体的な協議をする。
 ・浜松市障がい者自立支援協議会への報告、提言内容についても協議
 <おとなチーム>
 ・生活部会強化ワーキンググループで協議された課題について継続協議(地域の支援者ネットワークづくり等)
 <こどもチーム>
 ・こども部会強化予防ワーキンググループにおいて、令和6年度に実施をした実態調査をもとに、強度行動障がい児者の予防支援に向けた体制整備を行う。
 <当事者等との意見交換(年1回程度開催予定)>
 ・保護者等との意見交換の場を設ける。

12

エリア全体会

【目的】

- ・地域課題の抽出と解決に向けた協議
- ・社会資源の改善
- ・困難事例の協議
- ・日中サービス支援型GH評価

第1回目を令和6年6月13日(木)に開催!!

- ◆令和5年度 相談実績報告
- ◆障がい者相談支援センターの体制について
- ◆浜北エリア連絡会の今後の方向性について(協議事項)

第2回目を令和6年11月14日(木)に開催!!

- ◆協議会、浜北エリア連絡会の活動報告について
- ◆地域体制強化共同支援の取り組みについて(協議事項)
- ◆日中サービス支援型GH評価(中間報告会)

第3回目を令和7年3月19日(水)に開催!!

- ◆令和6年度の協議会、浜北エリア連絡会の活動報告について
- ◆地域体制強化共同支援の取り組みについて
(前回のエリア全体会でのご意見を踏まえた経過報告)
- ◆令和7年度の浜北エリア連絡会の体制について(協議事項)



<第2回目 エリア全体会様子>



15

相談支援部会 (天竜エリア連絡会と合同)

【目的】

- ・事例検討会や日々のケースワークにて支援に困っているケースを共有しつつ、サービスや社会資源等を検討していく。
解決しきれない課題については、課題検討会にて検討も実施。

- ・事例検討会については、『①事例提供者、②進行者、③板書者』をそれぞれの機関に担っていただき、ファシリテーション力を含めた相談員のスキルアップに繋げる。

第2回目を令和6年11月19日(火)に開催!!

- ◆野中式事例検討にて事例検討を実施。

事例提供:相談きずな

司 会:天竜センター

板 書:浜北センター

第3回目を令和7年1月21日(火)に開催!!

- ◆野中式事例検討にて事例検討を実施

事例提供:精神相談ほくえん

司 会:相談キャンパス

板 書:相談浜松東

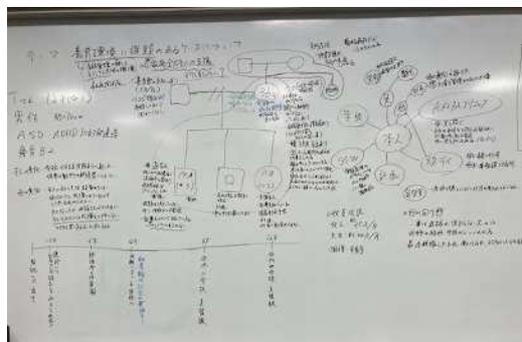
- ◆各事業所の受入れ状況について報告をいただく。

※相談支援事業所の新規受け入れが厳しい状況。

部会は奇数月の第3火曜日の開催となります。



<第2回目 事例検討 板書>



16

浜北ネットワーク部会

【目的】

- ・旧浜北区管内関係機関同士の横の繋がりを作る。
- ・情報共有や意見交換会、勉強会を通じて支援者自身のスキルアップに繋げていく。
- ・浜松市障がい者自立支援協議会やエリア連絡会の活動状況について把握をしていただく機会。

第2回目を令和7年2月3日(月)に開催!!

旧浜北区内にある福祉事業所を参集し、構成員72事業所中48事業所(6割強)、52名が参加。
当日は浜松市障がい者自立支援協議会(浜北エリア連絡会)の活動内容を報告した後にGWを行った。
GWでは架空事例を用いて事例についてそれぞれの立場で何が出来るのかについて話し合った。
アンケートでは、報告事項について学びになった、異なる立場の人との意見交換で新たな発見があった等、意見を頂いた。
次年度についても数回の開催を希望される声も聴かれており、開催頻度、内容について協議していきたい。また報告事項のボリュームが多く、長時間だと感じた方もいるため、報告内容、方法を検討していく。



<第2回目の浜北ネットワーク部会の様子>

17

啓発活動

【目的】

- ・障がいのある方への地域住民の理解促進や障がいのある方への社会参加の機会。
- <具体的な取り組み>
- ・浜北ふれあい広場への参加
 - ・金融機関、区役所等での作品展示

<これまでの取り組み>

【浜北ふれあい広場】

○令和6年11月10日(日)

【各施設での啓発】

○なゆた浜北

令和6年11月25日(月) ~ 令和6年12月6日(金)

○遠信 浜北支店

令和6年12月9日(月) ~ 令和6年12月20日(金)

○静銀 浜北支店

令和7年1月10日(金) ~ 令和7年1月23日(木)

○プレ葉ウォーク浜北

令和7年1月24日(金) ~ 令和7年1月31日(金)

○浜いわ信 浜北・美蘭支店

令和7年2月3日(月) ~ 令和7年2月14日(金)

○遠信 赤佐支店

令和7年2月17日(月) ~ 令和7年2月28日(金)

<今年度の啓発活動の様子>



【浜北ふれあい広場の様子】



【浜名区役所の様子】

18

3. 地域体制強化共同支援の取り組みについて ～前回のエリア全体会でのご意見を踏まえた経過報告～

地域体制強化共同支援の取り組みについて（一部抜粋）

※黒字 ⇒ 構成員からの意見
※赤字 ⇒ 事務局(オブザーバー)からの回答

NO.	構成員	意見
1	大倉委員 (社会福祉法人たちばな会)	地域や社会参加につながるような取り組みについて、コロナ禍以降はできていないが、以前は餅つきや綱とりなどをやっていた。浜北ふれあい広場を利用してもよいのではないか。触れ合うような場所があればよいと思う。 →コロナ禍前には障害者週間などで地域の方と直接触れ合えるような機会があった。今後は地域の方と触れ合えるような機会を作っていきたい。
2	城委員 (浜北特別支援学校)	地域や社会参加について、浜北特別支援学校もふれあい広場に和太鼓の演奏で参加した。そのような場の情報をいただくと参加の機会が増えると思う。また、同じ障害などの当事者の活動情報等をいただけることでも参考になると思う。
3	村松委員 (浜松地区肢体不自由児親の会)	母親の「本人のことをもっと知りたい」という記載があるが、支援会議の場でどういうところを知ってほしいのかを具体的に聞いているか？ 知りたい相手は誰か？一般の方か、福祉関係者か、相手によって手立てが違うと思うため、そこを確認するとよい。 →本人が成長してきた部分が大きく、母親が本人の成長を一番に感じている。母親自身も本人の思いを尊重して応援したいという気持ちが強い。現在は受験勉強を頑張っており大学に通いたい、母親は通信の学校を検討したいと考えている。本人や母親が何を発信したいか、どこにつながっていききたいかなど、会議では具体的には掘り下げることができていないため、改めてどうしていききたいかを確認する場を設けながら、またご意見をいただきたい。

地域体制強化共同支援の取り組みについて(一部抜粋)

※黒字 ⇒ 構成員からの意見
 ※赤字 ⇒ 事務局(オブザーバー)からの発言

NO.	構成員	意見
4	古橋委員 (社会福祉法人小羊学園)	本人が持っているストレングス(デジタル関係の強み)に着目するのはどうか。重度の障害者ではなく、また、どう繋がるかではなく、本人の持っている力の中の作品力で社会に発信していき社会と繋がっていくという事も選択肢の一つではないか。具体的には、お店のインスタ等の発信をお手伝いする(画像や動画編集、良いキャプションを考える等)など。そのような事が得意な人がいるということを生活介護事業所など関係している場のSNSで発信していくのはどうか。SNSの中でつながっていく社会性も本人にとっては満たされるものになるのではないか。
5	伊藤委員 (浜松市浜北手をつなぐ育成会)	文字だけではうまく伝わらないので、実際の作品があれば見せてもらえるとよい。学校の福祉教育について、地域の学校との交流がとても大事。実際に当事者と関わられるような福祉教育を積極的にやっていただきたい。

<これまでの経過をお伝えし、改めて本人と母の想いを伺いました!(令和7年1月 計画相談と訪問)>

【本人】

- ・生活介護事業所は継続していきたい。SNSの編集などを通じて事業所の役に立ちたい。
- ・将来的には一人暮らしをしたいと考えている。
- ・仕事もしたい。

【母】

Q:(エリア全体会の村松委員からの意見)母親が本人の事を知っていただきたい相手とは?

A:福祉関係者に限らず、一般の方々にも知っていただきたい。多くの人に知っていただく事により、同じ境遇にいる人、そうでない人にも前向きになってほしい想いもある。また、本人の事を知っていただくことで、支援の輪も広まるのではないかと期待している。

(本人からのコメント)

自身の経験談を語る機会についてはやってみたい。自分の事を知っていただくことにより、支援の幅も広がると考えている。

資料2

議事

(1) 令和7年度 浜北エリア連絡会の体制について
 ※資料3『令和7年度 浜北エリア連絡会組織図』と併せてご覧ください

◆『エリア全体会』について

取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの再編に伴い、エリア連絡会の方向性について協議 ・個別の課題や地域課題の解決に向けた協議 ・日中サービス支援型グループホーム評価の実施
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域体制強化共同支援加算のスキームに則ったケースについて意見交換を行い、困り感を抱いている個別のケースについて支援の方策について導けた(ニーズの確認) <p><日中サービス支援型GH評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通のキーワードとして地域との繋がり(具体的には民生委員児童委員)について挙げられる。1月期浜名区浜北民児協常任理事会にて各地区会長との顔合わせを実施
課題と今後	<ul style="list-style-type: none"> ・エリア連絡会と市協議会(専門部会等)との連動性について、市協議会(専門部会)の体制も変化がある中で、エリア連絡会と市協議会とどのように連動性をもたせていくか。エリアとしての協議やその結果を市協議会へ挙げていく <p><日中サービス支援型GH評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所数の増加に伴い、開催方法についても検討をしていく ・精神疾患を抱えるケースや強度行動障害を抱えるケース等について、支援に苦慮されているとの相談を受ける機会が増えている。職員のスキルを含めた障害特性に応じた支援について課題があると感じている

◆『相談支援部会』について

取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市障がい者自立協議会とエリア連絡会の体制について ・事例検討会の実施(事例提供者、進行者、板書者を構成員が自発的に担う) ・日々のケースワークにて支援に困っているケースを共有(その場で社会資源の情報提供をいただく)
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・進行者、板書者、事例提供者の選出の際に構成員自らが手を挙げてくださり、積極的な参加につながった。 ・相談支援事業所同士のネットワーク構築の場となり、相談しやすい関係につながっている。 ・共有や相談したいケース、社会資源共有の時間を設けたことで、事例検討で行ったケースのみではなく、相談員が抱えているケースの把握や資源について知る機会となっている。
課題と今後	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員連絡会(エリア分科会)との役割等の差別化 ※人材育成の観点から、相談員等がホワイトボードを活用した事例検討を通して、事例検討の技術獲得やファシリテートを学ぶ機会を継続的に提供し、相談支援体制づくりを行っていく。 ※地域課題の抽出、検討の機能を継続していく。 ※相談支援事業所の現状把握等を行っていきたいと考えている。 ・地域生活支援拠点等の整備を意識した支援体制づくり ※地域生活支援拠点等の整備支援体制づくりを意識し、自立支援協議会の動向について周知を行っていく。また地域生活支援拠点等整備事業について各機関への理解を促していく。 ※特に機能強化加算を取得されている事業所は『協議会への定期的な参画』、『基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画』が要件として示されているため、本部会の継続的な取り組みは必要と考えている。

3

◆『浜北ネットワーク部会』について

取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市障がい者自立協議会とエリア連絡会の体制について ・グループワーク①(こども、生活、就労の分野に分かれて実施) ※自己紹介(事業所名、氏名、一言:はまっていること) ※ケースの対応について悩むこと、困ること等 ・グループワーク②(こども、生活、就労分野と交えての実施) ※架空事例を用いた意見交換会(自分たちにできることは何か!?)
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査を通じて、『協議会や連絡会の活動内容について知ることができた』、『グループワークを通じて、異なる立場の人との意見交換で新たな発見があった』、『事業所同士の横の繋がりの必要性を感じた』というご意見を多くいただいた。また、横の繋がりがだけでなく、縦の繋がりの必要性について意見が 挙がった ・ライフステージに沿った縦の繋がりについてのご意見も多くいただいた ※学童期の引継ぎについては、協議会こども部会でサポートかけはしシートワーキングで協議されている
課題と今後	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会(エリア連絡会)に関する報告内容がボリュームが多く、長時間に感じた人も複数いた。報告の手法については要検討 ※構成員には初めて聞く人と、何度も聞く人が混在して参加されている。そのため、エリア連絡会構成員向けに協議会(エリア連絡会)の取り組みについて知るための研修会を企画していく ・ライフステージに沿った繋がりについて、課題の整理をしていく必要がある。その為に検討する場所について、浜北ネットワーク部会の中で協議できる場所としてワーキング化していきたい。また、繋いでいくために見立ての共有方法について、各分野の成り立ちの違いなどを知る機会としてネットワーク部会を開催していく ※5歳時検診が始動していくこともあり、まずは児童期に焦点を当てていく

4

◆『啓発活動』について

取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・浜北ふれあい広場への参加 ・金融機関、区役所等での作品展示 ・関係者同士(当事者等含む)の情報共有・意見交換
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・浜北ふれあい広場や公共施設での作品展示を通じて、多くの方々に向けた啓発が行なえた。 ・啓発活動を通じて事業所間で知恵を出し合い、事前の準備から片付けまでの一連の流れを協働して行なうことができた。すなわち横の繋がりの構築にも繋がった。
課題と今後	<ul style="list-style-type: none"> ・目的には、『障がいのある方への地域住民の理解促進』や『障がいのある方への社会参加の機会』とあるが、現状で当事者参加型の啓発活動に至れていない。次年度は当事者参加型の啓発活動の企画も行っていきたい

5

<協議事項> 構成員の皆様へご意見を伺いたい点

①浜北ネットワーク部会『学齢期移行WG』の新設について

<背景と目的>

本年度のネットワーク部会を開催する中でライフステージに沿った引継ぎの体制強化に関する意見(課題意識)についても意見が挙げられた。それぞれの課題について整理をするためにWGを新設していきたい。まずは5歳時検診が始動していく流れもあるため、こどもに焦点を当てる形で協議の場を設けていきたい。

<構成員(案)>

- ・児童発達支援センター
- ・児童発達支援事業所等連絡会
- ・障がい児放課後支援連絡協議会
- ・事務局(浜北障がい者相談支援センター・浜名福祉事業所社会福祉課)

<取り組みの内容>

まずは課題となっているものの整理から始めていく。また、既存のツール(サポートかけはしシート、こどもアセスメントツール)について、活用の現状を把握しつつ、必要に応じツールについて触れる機会を設けていきたい。

6

<協議事項> 構成員の皆様へご意見を伺いたい点

② 啓発活動について

『当事者参加型の活動』について

<課題点>

当活動における目的には、『障がいのある方への地域住民の理解促進』や『障がいのある方への社会参加の機会』とあるが、現状で当事者参加の啓発活動に至れていない。

<取り組みの内容>

これまで、浜北ふれあい広場への参加や金融機関、区役所等での作品展示を実施。また、事前の打ち合わせや会場設営等、関係者同士の情報共有・意見交換を重ねてきた。結果、浜北ふれあい広場や公共施設での作品展示を通じて、多くの方々に向けた啓発が行うことができた。

<今後の活動について>

当事者参加型の啓発活動についてご意見をいただきたい。併せて、地域体制強化共同支援の取り組みにて協議したケースについて、当事者が発信する機会についても検討していきたいと考えているが、その点についてもご意見をいただきたい。

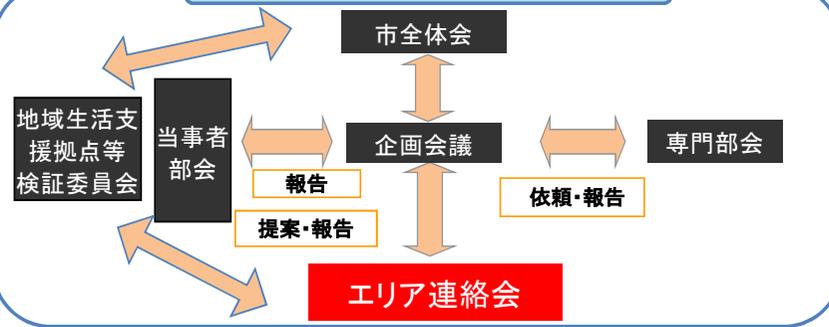
7

ご清聴ありがとうございました！！
これからも、障がい者相談支援センター事業にご理解とご協力のほど
何卒よろしくお願い申し上げます



協議会の機能

- 情報機能
- 調整機能
- 開発機能
- 教育機能
- 権利擁護機能



- 精神保健福祉審議会
- 精神障がい者にも対応した地域包括システム推進会議
- 医療的ケア児等支援協議会
- 発達障害者支援地域協議会

各団体等の主催の会議

浜北エリア連絡会

エリア全体会（年2回以上）

- 【目的】
- 地域課題の抽出と解決に向けた協議
 - 社会資源の改善
 - 困難事例の協議
 - 日中サービス支援型GH評価

エリア事務局会議（月1回）

- 【目的】
- エリア連絡会の運営に関する事
 - エリア内の課題に関する事
 - エリア全体会の協議内容の調整

課題検討部会 ※必要に応じて設置(随時)

- 【目的】
- 相談支援部会等で解決しきれない課題について協議すべきと判断された地域課題に対して協議をする場
 - 専門部会からの課題を専門的知識・実践のある人たちで組織し解決に向けた議論を行う

啓発活動（随時）

- 【目的】
- 障がいのある方への地域住民の理解促進
 - 障がいのある方への社会参加の支援
- 【内容】
- 浜北ふれあい広場への参加
 - 金融機関、区役所等での作品展示
 - 関係者同士(当事者等含む)の情報共有・意見交換

相談支援部会（隔月開催） ※天竜エリア連絡会と合同開催

- 【目的】
- 利用の可能性があるサービス等の社会資源の再検討
 - 地域課題の共有
 - スキルアップ
- 【内容】
- 事例検討
 - 『特に報告したいケース』の報告

浜北ネットワーク部会（年1回以上）

- 【目的】
- 市協議会(エリア連絡会)の活動内容の把握
 - 旧浜北区管内事業所のネットワークの構築
 - 地域の状況把握
- 【内容】
- 勉強会・意見交換
 - 法制度の改正に伴う情報提供、地域課題や情報の共有

エリア研修会(随時)

(仮称)学齢期移行WG

- 【内容】

浜松市障がい者自立支援協議会 浜北エリア連絡会 会則（案）

（目的）

第1条 この会則は、浜松市障がい者自立支援協議会設置要綱第2条に規定するエリア連絡会に関して必要な事項を定める。

（設置）

第2条 浜松市障がい者自立支援協議会 浜北エリア連絡会（以下「浜北エリア連絡会」という。）は、浜松市障がい者自立支援協議会設置要綱第7条に基づき設置する。

（組織）

第3条 浜北エリア連絡会は、当事者、民生委員児童委員、障害福祉サービス事業所、相談支援専門員（主任相談支援専門員）、教育機関、医療機関、障がい者相談員、社会福祉協議会等、ならびに浜松市浜北障がい者相談支援センター（以下「浜北センター」という。）及び浜名福祉事業所社会福祉課をもって組織する。

2 浜北エリア連絡会の構成員は、事務局にて選出する。

3 浜北エリア連絡会の組織は、別紙「浜北エリア連絡会組織図」に定める。

（事務局）

第4条 浜北エリア連絡会に事務局を置く。事務局は、浜北センター及び浜名福祉事業所社会福祉課をもって組織する。

（会議の開催）

第5条 浜北エリア連絡会は、次の会議を開催する。

(1) エリア全体会 年2回以上

(2) エリア事務局会議 月1回

(3) 部会・活動

① 相談支援部会 隔月 ※天竜エリア連絡会と合同開催

② 浜北ネットワーク部会 年1回以上

③ 課題検討部会 随時

④ 啓発活動 随時

⑤ エリア研修会 随時

2 必要に応じて、第5条（3）以外の会議体の設置も可能とする。

3 必要に応じて、第3条の構成員以外の関係者等を前項の会議に出席を求めることができる。

4 会議の開催は、必要に応じて、随時開催できる。

(会議の構成員)

第6条 各会議の構成員は、別紙「構成員名簿」に定める。

(構成員の任期)

第7条 浜北エリア連絡会構成員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第8条 浜北エリア連絡会の会議の運営は、浜北センターが主となって行う。

(会議の記録)

第9条 浜北エリア連絡会の会議録の作成及びその他記録は、浜名福祉事業所社会福祉課が行う。

(守秘義務)

第10条 浜北エリア連絡会に出席した者は、正当な理由がなく、知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。浜北エリア連絡会の職を退いた後も同様とする。

(細目)

第11条 この会則に定めるもののほか、浜北エリア連絡会の運営に関して必要な事項は、浜北エリア連絡会エリア全体会に諮り（書面での確認も含む）、合意を得た上で、決定する。

2 その他必要に応じて、事務局が浜松市障害保健福祉課と協議の上、浜名福祉事業所社会福祉課が定める。

3 浜松市障がい者自立支援協議会 浜松市浜北・天竜エリア連絡会会則は、令和6年3月31日をもって廃止する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

この会則は、一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。